

高野山大学・せとうち観光専門職短期大学 連携・協力に関する包括協定書

高野山大学とせとうち観光専門職短期大学（以下大学という。）とは、相互の包括的な連携・協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学が包括的な連携のもと、教育、研究等における人的交流、知的・物的資源の相互活用を図ることにより、それぞれの一層の発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 大学は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育・研究等に関すること
- (2) 知的・物的資源の相互活用に関すること
- (3) 学生・教職員の交流に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要なこと

（連携推進協議会）

第3条 大学は、相互に密接な連携・協力を保ち、前条に掲げる事項を積極的かつ円滑に実施するため、大学の代表者によって構成される連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

3 協議会の構成員、運営等について必要な事項は、大学が協議のうえ、定めるものとする。

また本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、協議会において協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、大学のいずれからも異議の申出がない時は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大学が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2022年10月18日

高野山大学学長

添田 隆昭

せとうち観光専門職短期大学学長

青木 義英